

連携室だより 第9号

島根県歯科医師会 在宅歯科医療連携室

日頃より在宅歯科医療連携室の運営にご協力いただきありがとうございます。

在宅歯科医療連携室では、在宅療養や施設入所などで歯科医院への通院が難しい方の口腔に関する困り事の相談を受ける「歯科の往診ほっとライン」を設置しています。かかりつけ歯科医を持っていない、かかりつけ歯科医が訪問歯科診療を行っていないなど、依頼先に困るような場合もご利用ください。「電話したらすぐ対応してもらい、歯科医師が往診してくれた」との声もいただいています。

歯科の往診ほっとライン（島根県歯科医師会事務局内）

☎0852-27-8020

平日 9:00~17:00 *土日・祝日・年末年始は対応していません



堀川遊覧船

連携室トピックス

平成29年11月16日（木）今年度の在宅歯科医療連携室運営委員会が開催されました。

この委員会では、他職種の団体代表の方にも参加いただき、連携室の運営状況や普及啓発の現状に加え、在宅や施設での訪問歯科診療の状況、方向性や問題点について意見交換をしています。

今回の会議の中で、低栄養や食支援対策の事業や研修が盛んになってきた点を踏まえ、

- ・「食べる」ということに対しては、まず「口を見る」という視点が不可欠である
- ・口腔ケアや食事に関して、環境や人材面のこともあり施設と在宅で、対応や現状に差がある
- ・歯科医師の関わり・・・訪問歯科診療での対応可能な診療内容を含めた歯科医院の詳細情報や交通不便な中山間地域への対応

などについて意見がありました。

訪問歯科診療を含めた医療介護連携は、地域によって医療資源や行政の取り組みや対応が様々なため、状況が異なります。そのため、島根県歯科医師会では、各地区歯科医師会に各地域の他職種・行政の方々と医療介護連携について話し合う「地域包括口腔ケア会議」の開催を要請し、各地域の実情を踏まえた要望の把握にも努めています。

これらの取組と並行しながら、在宅歯科医療連携室では、訪問歯科診療についての相談や必要であれば確実に歯科医師までつなげていく窓口としての活動を続けていきたいと考えています。

Column コラム

先日、医科の診療所で在宅等へ訪問口腔ケアを行っている歯科衛生士の方を講師に迎えて研修会を開催しました。その中で、唾液が口の中にたまっても飲み込めず、垂れそうになる不安感や訴えられない辛さ、歯や歯肉にへばりついたベタベタとしたクッキーが口腔内に残り、徐々に溶けていく不快さ、オブラートを用いて痰を再現し、痰が停滞する気持ち悪さを体験しました。

その後、歯科衛生士同士で、それらを取り除く口腔ケアの相互実習を行いました。患者側の立場として、「スポンジブラシはくすぐったい」、「ブラッシングは優しく丁寧にしてほしい」、「舌もみがいてほしい」といった、日頃の口腔ケアでの配慮や気遣いに改めて気づかされ、また、口腔ケアをすることで得られる気持ち良い爽快感も改めて実感しました。

口腔ケアをすることで得られる快体験は、認知症の方の情緒を安定させる効果が得られるそうです。また、口腔ケアには緩和ケアの効果もあります。

さらに、ご家族が最期までしてあげられる唯一のケアが口腔ケアと言われています。私たち歯科衛生士も、人生の最期までできる口腔ケアの大切さを多くの方々にわかっていただけるように努めていきたいと思います。また、要介護状態になってしまわれた時の意識やケアが違ってきますので、良好に口腔ケアが行えるには、元気なうちから口腔への関心を高めてもらうことが重要であることをお伝えしていきたいと思います。

要介護状態になられても、その方の尊厳を保持し、要介護状態の軽減と予防に努め、医科と歯科と介護の連携のパイプ役となれる歯科衛生士が必要とされています。そんな地域で求められる歯科衛生士への支援を、今後もしていきたいと思います。

(一般社団法人島根県歯科衛生士会 日野)

